

三橋議員の文書質問に係る質問回答一覧

質問の具体的内容及び回答	回答者
<p>2、一般廃棄物処理の実態について</p> <p>奈良市における家庭系一般廃棄物（以下「家庭ごみ」という。）の収集業務の実態に関して、高齢者や心身障害者を始め多くの市民から深刻な相談と苦情が寄せられている。</p> <p>奈良市は、非常に細かすぎる家庭ごみの分別方法を記載した 40 ページ近くにも上る冊子「ごみ事典」や「ごみアプリ」を独自に作成して市民に配布するなどして、他市町村と比較しても市民に対して必要以上に分別の負担を課している疑義が生じている。「ごみ事典」等に記載する分別方法に僅かに沿わない家庭ごみが排出された場合に、当該家庭ごみが収集されないなどといった事例や、家庭ごみに名前を書かなければ収集されないなどといった事例が発生していることが私の調査により判明している。</p> <p>特に高齢者や心身障害者等にとっては、家庭ごみの分別に困難を要する場合があることは当然に想定されるが、廃棄物対策課課長補佐が示す奈良市としての見解によれば、高齢者や心身障害者など家庭ごみの分別に困難を要する場合であっても、収集業務において配慮される事情ではなく、日常生活上の介助者を付ける等の施策により補完されるべきであり、環境部局ではなく福祉部局に意見してもらいたいということであった。家庭ごみの収集業務は多様な市民がその福利を受けることが想定される業務であるにもかかわらず、前記見解は高齢者や障害者等の応能の程度を無視した内容であり、断じて容認することができないものである。</p> <p>そもそも、当然のことながら、ごみの分別というのは処理の異なる物を区別することが目的であり、処理が同じものを分別する必要はない。また、近隣府県を含めて全国には、奈良市ほどに細かく家庭ごみの分別方法を定めていない地方公共団体も多数存在する。プラスチックごみであっても、それをリサイクル処理するために掛かる環境負荷や必要な費用を考慮した場合には、可燃ごみと同様に処理したうえでその節約した費用の差額分を別途環境保護施策に投資する方が効果的ではないのかという疑義も生じている。</p> <p>非常に細かすぎる分別の負担を課している現状に対して市民の理解を得るためには、その分別方法やリサイクルなどが環境負荷の軽減等に資する程度の効果検証が行われ、科学的根拠に基づく説明責任が果たされるべきであるにもかかわらず、平成 29 年 6 月及び 12 月時点で確認したところ、奈良市はそれさえも行っていないということが判明している。科学的根拠なく必要以上の分別を市民に強制して行政サービスを低下させているような実態は、誠に遺憾である。まして、奈良市が定めた非常に細かすぎる分別に沿っていないからといって家庭ごみの収集が行われないような措置が取られたり、家庭ごみに名前を書かせるなどの市民のプライバシーの権利を侵害したりするような運用実態は、言語道断である。</p> <p>奈良市では、ごみ集積所の提供や管理など自治会等の任意団体の協力によって、家庭ごみの収集業務を遂行している地域がある。ただ、当該任意団体が、家庭ごみの徹底した分別や減量に善意で積極的に協力しようとするあまり、関係住民に対して、家庭ごみを排出する住民として通常想定される制約の範囲を超えて、必要以上に権利を制限し、又は義務を課すというような状況が作出されているという相談や苦情も多数の市民から寄せられ</p>	

質問の具体的内容及び回答	回答者
<p>ている。</p> <p>廃棄物対策課課長補佐が示す奈良市としての見解によれば、そのような状況があることについては奈良市においても把握しているものの、それは自治会等の任意団体において勝手に取り決めている事項であって奈良市としては関係なく責任もないということであった。しかし、たとえ自治会等の任意団体の判断で行われていることであるとしても、奈良市が本来担うべき家庭ごみの収集業務をその協力を通じて遂行しているのであるから、いずれの住民においても家庭ごみの収集業務の福利を受ける機会を奪われることは許されないという前提を踏まえれば、それを受けるために必要以上に権利が制限され、又は義務が課せられることも許されないのであって、奈良市としては関係なく責任もないとする市の見解は無責任極まりないものであると評価せざるを得ない。当該任意団体が、家庭ごみの排出者が非常に細かすぎる分別に僅かに沿っていないからといって当該家庭ごみの収集が行われないような措置を取ったり、家庭ごみに名前を書くように取り決めたりしたとしても、家庭ごみの収集業務は本来的に市行政の責任として法律に規定されているのであるから、奈良市の責任において適正な取り扱いが確保されなければならない。</p> <p>非常に細かすぎる家庭ごみの分別方法を記載した 40 ページ近くにも上る冊子「ごみ事典」や「ごみアプリ」を独自に作成したところで、多様な市民の生活実態を考慮せず必要以上の分別の負担を市民に課し、それに沿った分別を担保するために本来行われるべき家庭ごみの収集が行われないような措置が取られたり、家庭ごみに名前を書かせるなどの市民のプライバシーの権利が侵害されたりするような運用が行われている実態を把握しておきながらそれを放置するのであれば、それは市民を無視した公務員の自己満足に過ぎない不当な施策であると言うほかないものとする。</p> <p>これらを踏まえ、次の点について質問する。</p>	
<p>[問 1] 高齢者や心身障害者など家庭ごみの分別に困難を要する場合であっても、収集業務において配慮される事情ではなく、日常生活上の介助者を付ける等の施策により補完されるべきであり、環境部局ではなく福祉部局に意見してもらいたいという廃棄物対策課課長補佐の見解について、訂正すべき点があるかどうかについて</p>	
<p>[答 1] 環境部において高齢者や心身障害者などのご家庭からごみの分別について相談を受けた場合には、ご家族や介護事業者、介護ヘルパーの方等とごみの分別方法について打ち合わせを行う等の方法で対応を行っています。</p>	市長
<p>[問 2] 市民には高齢者や心身障害者など家庭ごみの分別に困難を要する者が必ず含まれることを踏まえ、家庭ごみの収集業務において配慮すべきであるとする事項について</p>	
<p>[答 2] 高齢者や心身障害者などのご家庭における家庭ごみの収集業務において配慮すべきことは、必要に応じてご家族や介護事業者、介護ヘルパーの方と連絡を取り合い、分別方法にご理解いただくことだと考えております。</p>	市長

質問の具体的内容及び回答	回答者
<p>[問3] 「ごみ事典」や「ごみアプリ」の記載によれば分別すべきとされているのにそれに沿わない方法で排出された家庭ごみについて、同一の処理を行った事例の有無、有る場合はその分量及びそのために過剰に発生した環境負荷の程度について</p> <p>[答3] 分別されずに排出された家庭ごみについて、袋の外見から判断して分別されていない事が明らかであれば、分別されていない旨記載したシールをごみ袋に添付し、分別を行った上で排出くださるようお願いしております。</p> <p>袋の外見から判断できないごみの場合は、その中身に分別されていないものが混入されている可能性はありますが、ごみ袋をその場で開封して確認することは行っておりませんので個別のケースにおいての事例は把握しておりません。</p>	市長
<p>[問4] プラスチック製容器包装をリサイクル処理するために掛かる環境負荷や必要な費用について</p> <p>[答4] 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器リサイクル法」という。）第6条で「市町村は、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とされており、本市もこの条文により容器包装のリサイクルを進めています。</p> <p>プラスチック製容器包装をリサイクル処理するための工程として、家庭からプラスチック製容器包装を収集し、プラスチック製容器包装中間処理施設で選別及び梱包を行います。</p> <p>梱包したプラスチック製容器包装は、容器リサイクル法第21条に規定のある指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託して再商品化を行っています。</p> <p>リサイクル処理するために係る環境負荷については、プラスチック製容器包装中間処理施設で選別及び梱包に使用する電力及び燃料費を換算するとCO2排出量196t/年となります。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(年間電力使用量 158,400 kwh/年×0.493kg-CO2/kwh÷1000) + (年間燃料使用量 軽油 45,600ℓ×2.58kg-CO2/ℓ÷1000) =196 t-CO2/年</p> <p>158,400 kwh/年：プラスチック製容器包装中間処理施設の 年間電力使用量見込み</p> <p>45,600ℓ：プラスチック製容器包装中間処理施設の 年間燃料使用量（軽油）見込み</p> <p>0.493kg-CO2/kwh：CO2排出係数（関西電力）</p> <p>2.58kg-CO2/ℓ：軽油の使用に伴うCO2排出量 (温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン 環境省)</p> </div>	市長

質問の具体的内容及び回答	回答者
<p>リサイクル処理するために係る必要経費については、プラスチック製容器包装中間処理施設での選別及び梱包に係る委託料として平成28年度1億5,736万2,874円、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会における再商品化の委託料155万6,608円となります。一方、再商品化合理化拠出金（再商品化に実際にかかった費用が想定額を下回った場合に、その差額の1/2を事業者側から市町村側に拠出する金額）787万7,864円が収入として配分されており、差引1億5,104万1,618円が平成28年度の必要経費となります。</p>	
<p>[問5] プラスチック製容器包装以外のプラスチックごみを可燃ごみと同様に処理しているかどうかについて</p> <p>[答5] プラスチック製容器包装以外のプラスチックごみとしては、プラスチック部分を含む収納用品や、台所用品、玩具等が考えられます。これらは、不燃ごみや大型ごみとして収集しますが、破碎し金属等を選別して取り除いた後、プラスチック部分は焼却処理しています。</p>	市長
<p>[問6] プラスチック製容器包装をリサイクル処理することにより軽減される環境負荷の程度と、可燃ごみと同様に処理したうえでその節約した費用の差額分を別途環境保護施策に投資して軽減される環境負荷の程度を比較した場合に、前者の方が優位であるとする科学的根拠について</p> <p>[答6] プラスチック製容器包装をリサイクル処理することにより軽減される環境負荷の程度について、平成28年度プラスチック製容器包装3,204tを再資源化したことによるCO2排出量の削減効果は、およそ8,266t/年と推定されます。</p>	市長
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(リサイクル処理量3,204t/年×(1.75E+9)kg-CO2÷1000÷662,575t=8,462t-CO2/年)</p> <p>(年間削減量8,462t-CO2/年-リサイクル処理するために係る環境負荷196t-CO2/年=8,266t-CO2/年)</p> <p>(1.75E+9)kg-CO2、662,575t：プラスチック製容器包装リサイクルによるCO2排出量の削減量とベール投入量</p> <p>(公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)</p> </div> <p>一方、節約した費用の差額分を別途環境保護施策に投資して軽減される環境負荷の程度は、試算になりますが、1億5,104万1,618円を原資として、例えば太陽光パネルを購入し市の施設等に設置した場合のCO2排出量の年間削減効果は324t/年(1kwあたり設置費用24.4万円/kw、1kwあたり年間予想発電量1063kwh/年/kw、CO2排出係数0.493kg-CO2/kwhとして試算)と概算されます。</p>	

質問の具体的内容及び回答	回答者
<p>(151, 041, 618 円/年 ÷ 244, 000 円/kw × 1063kwh/年/kw × 0. 493kg-CO2/kwh ÷ 1000 = 324. 4 t)</p> <p>24. 4 万円/kw : 太陽光パネル設置費用 (調達価格等算定委員会 (第 28 回) - 配布資料 資料 1. 2 経済産業省)</p> <p>1063kwh/年/kw : 年間予想発電量 奈良県 (NEDO 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)</p> <p>0. 493kg-CO2/kwh : CO2 排出係数 (関西電力)</p> <p>なお、奈良市の焼却炉は稼働後 30 年以上経過して老朽化しており、現在分別収集してリサイクル処理しているプラスチック製容器包装を可燃ごみとして焼却処理すると、プラスチックの燃焼熱量は非常に高いため部分的に高温となり、炉が損傷して維持修繕費が余分に発生したり炉の寿命を縮めるリスクが高まることから、現在は分別収集しているプラスチック製容器包装を可燃ごみとして焼却処理することは難しいものと考えております。</p> <p>[問 7] 「ごみ事典」等に記載する分別方法に僅かに沿わない家庭ごみが排出された場合に、当該家庭ごみが収集されないなどといった事例や、家庭ごみに名前を書かなければ収集されないなどといった事例が発生していることについて、奈良市においても把握しているものの、それは自治会等の任意団体において勝手に取り決めている事項であって奈良市としては関係なく責任もないという廃棄物対策課課長補佐の見解について、訂正すべき点があるかどうかについて</p> <p>[答 7] 日々のごみ収集において、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチックごみが、指定日以外に排出されたり、袋の外見から判断してペットボトルや缶等の再生資源が混在しているのが明らかに分かる場合等であれば、分別されていない旨記載したシールをごみ袋に添付して収集せずに置いていく場合はありますが、分別方法に僅かに沿わないごみがあっても、開封して確認する作業はしておりませんので、このような場合に収集されない事例は把握しておりません。</p> <p>また、自治会等の任意団体において自主的にごみ袋に名前を記入することを取り決めている事例があることは聞いているものの、市がごみ袋に名前を書いていることを理由にごみを回収しないということはありません。</p> <p>[問 8] 奈良市内において家庭ごみの収集業務の責務を負う行政主体は、いずれであるかについて</p> <p>[答 8] 奈良市内において家庭ごみの収集業務の責務を負う行政主体は、奈良市です。</p> <p>[問 9] いずれの住民においても家庭ごみの収集業務の福利を受ける機会を奪われること</p>	<p>市長</p> <p>市長</p>

質問の具体的内容及び回答	回答者
<p>は許されず、それを受けるために必要以上に権利が制限され、又は義務が課せられることも許されないという認識があるかどうかについて</p> <p>[答 9] いずれの市民も家庭ごみの収集という福利を受ける機会を奪われることはなく、またその福利を受けるために必要以上に権利が制限され、又は義務が課せられることもないと認識しております。</p>	市長
<p>[問 10] 家庭ごみに名前を書かなければ当該家庭ごみは収集されないという実態は、憲法 13 条により保障されているプライバシーの権利に制約が加えられている状況であるという認識があるかどうかについて</p> <p>[答 10] 家庭ごみに名前を書かないと市が収集しないという実態はありません。従って、憲法 13 条で保障されるプライバシー権に制約が加えられている状況が現存しているという認識はありません。</p>	市長
<p>[問 11] 前記 10 において、プライバシーの権利に制約が加えられている状況であるという認識を有しているとする場合は、その制約を正当化ないし許容されるものとする憲法及び法律上の根拠について</p> <p>[答 11] 前記 10 で回答したとおりです。</p>	市長
<p>[問 12] 家庭ごみの収集業務の福利を受けるために、法的根拠なく必要以上に権利が制限され、又は義務が課せられる現状を改善することを目的とした、今後の奈良市としての具体的な対応について</p> <p>[答 12] 法的根拠なく必要以上に権利が制限され、又は義務が課せられている状況が現存しているとは認識しておりません。</p> <p>奈良市の家庭ごみの分別は大きく分類すると、燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装、再生资源、大型ごみ、有害ごみとなりますが、この区分は近隣市町村と比較して特別に細かいものではありません。家庭から排出されるごみがこの分類のいずれに該当するかを分かり易く示すため、ごみ事典の配布やごみ分別アプリを配信することにより周知を行っております。</p> <p>循環型社会形成のため、また老朽化した現在の奈良市の焼却炉に対応し、新たに計画するクリーンセンターを適正な規模とするためにも、ごみの減量化は奈良市の大きな課題であります。</p> <p>そのためには、ごみを適正に分別して再資源化を図ることが大切であると考えています。</p> <p>今後、ごみの分別等についてご相談があった場合には、これまで以上に丁寧な対応を心がけ分別にご理解ご協力をいただけるよう努めてまいります。</p>	市長

(担当部局：環境部廃棄物対策課)